

1 災害支援（感染症対策含む）を踏まえた健康危機管理体制の構築

1) 地域で活動できる感染管理認定看護師の育成

地域での感染予防対策に感染管理認定看護師が重要視される中、県北地域ではその数が少ないなど、地域偏差がある。

また、育成のための研修を実施するにあたって、小規模病院や施設の看護師は、研修参加を希望しても人員不足のため、研修期間中の代替要員が見つからないため参加が困難な状況にある。

については、感染管理認定看護師数の地域偏差を解消し、不足地域の人員を増加のため、少数地域への受講推薦または研修期間中の代替要員に対する人件費補助など、県としての仕組みを構築されたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 県では、感染管理認定看護師の育成に対する人件費補助などの支援は行っていないものの、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程 B 課程（感染管理）」の研修受講料等の補助を行っているところです。
- まずは特定行為研修の受講を促進し、地域で活動できる特定行為研修修了者の養成を通じて、感染管理認定看護師育成のサポートを実施してまいります。

1 災害支援（感染症対策含む）を踏まえた健康危機管理体制の構築

2) 妊産褥婦や新生児、乳幼児などに対する災害支援について

妊産褥婦や新生児、乳幼児に対する災害支援は、身体的・精神的に脆弱であり、特別な配慮が必要である。医療支援、物資の提供はもとより、特別施設の設置、心理的支援等を行う専門職の配置などの措置を講じられたい。

【福祉部子ども政策局少子化対策課】【保健医療部保健政策課】

【回答要旨】

- 令和5年2月、県と県助産師会の間に、「災害時の助産師による支援活動についての協定」を締結し、市町村からの支援要請がある場合や、県において妊産婦の支援活動の必要が生じていると判断した場合に、助産師の派遣ができるよう体制を整えているところです。
- また、県助産師会が作成している妊産婦や乳幼児のための防災ハンドブックや防災グッズチェックリストを、市町村を通じて妊産婦や乳幼児がいる家庭へ配布し、いざというときのために必要な日頃からの備えについて周知しております。
- 本県では、災害等により大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる小児周産期医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るべく、「災害時小児・周産期リエゾン」の制度を設けているところです。
- 小児・周産期医療に熟知した医師等をリエゾンとして委嘱し、発災時には、避難所へ医療救護に行く DMAT 等の支援関係者と連携をしながら、小児・周産期医療ニーズを把握し、必要に応じて、対応可能な医療機関への入院調整を行うこととしています。引き続き、研修や訓練の実施も通じて、妊産褥婦や新生児、乳幼児に対する発災時の支援体制強化に努めてまいります。

1 災害支援（感染症対策含む）を踏まえた健康危機管理体制の構築

3）感染症対策を踏まえた健康危機管理体制

新型コロナウイルス感染症は5類に移行しても感染対策を緩めることができず、各医療機関等において感染症対策を行う必要は続いており、物価高騰の社会も踏まえると経営圧迫につながりかねない。

ついては、県内医療機関等への感染症対策に係る財政的措置を講じられたい。また、今後の新興感染症発生時や施設内クラスター発生時に備え、近隣の医療機関、介護系施設等の連携も含め、クラスター対策チーム等の支援体制を継続されたい。

【保健医療部疾病対策課】

【回答要旨】

- 医療機関による感染症対策については、令和6年度診療報酬改定で、発熱患者等に対して適切な感染対策を講じた上で診療を行った場合の加算措置等が新設されました。
- また、県と医療措置協定を締結している医療機関に対しては、新興感染症発生初期から病床確保や発熱外来の対応を行う場合に財政的な支援を行う制度が今年度から国において設けられており、県では、遅滞なくこれらの制度を活用していくほか、平時においては、感染症対応力の向上に関する研修会の開催等により各医療機関の感染対策の取組を支援してまいりますので、ご理解をお願いします。
- なお、新型コロナウイルス感染症対応を行うために令和2年度に設置した「クラスター対策班」については、令和6年度から対象疾病を感染症全般に拡大して活動を行っており、令和7年度以降についても継続を検討しているところです。

2 持続可能な医療提供体制の構築

1) 看護要員就業支援のためのナースセンターの機能強化

本県ナースセンターにおける看護職員の就業支援に当たっては、できるだけ求人側と求職側の意向に合うよう個別性を重視し丁寧な相談に努めている。とりわけ潜在看護職やキャリア後期の看護職の再就業のためには絶えず新たな知識を習得し技術をリスキリング（学びなおし）する必要がある、切れ目のない生涯学習支援を行うことが求められている。

また、昨年と比較してeナースセンターへの登録者数が1割程度減少している。安易に登録できる派遣会社等の影響もあるが、ナースセンターの周知不足も実感している。

しかしながら、現在のナースセンターは非常勤職員で対応しており機能強化を図ることが困難な状況にある。

については、本県ナースセンターにおける相談体制の充実や再就業教育の円滑な実施に必要な常勤職員の確保をするための財政的措置を講じられたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 看護職員の確保は喫緊かつ重要な課題であり、県として看護職員の定着促進に取り組んでおります。特に再就業の支援対策の充実を図ることは大変重要であると認識しております。
- そのため、相談窓口の設置や就職アドバイザーの配置、医療機関への就業斡旋など、きめ細やかな就業支援を実施しているとともに、復職に不安がある潜在看護職員に対し、講義から試用まで段階的な再就業支援研修を行うことにより、再就業を促進しております。
- また、看護管理者を対象としたハラスメント対策やストレスケア対策等に関する研修を実施するとともに、定着促進コーディネーターが施設訪問等により勤務環境等に関する指導・助言を行うことで、看護職員の職場環境の改善を図り、看護職員の定着促進を図っているところです。
- さらに、看護管理者研修において、「看護補助者の活用推進」のための研修を行い、業務範囲や教育、就労環境について看護管理者の理解を深め、安全で効率的な業務体制づくりを促進しております。

2 持続可能な医療提供体制の構築

2) 看護補助者の人材確保・定着に向けた支援

働き方改革によるタスクシフト/シェアを進め、看護職や介護職が本来の役割を発揮できるようにするためには、看護補助者と協働することが今まで以上に必要であるが、介護職員等との賃金・手当の格差が大きく、離職につながったり応募も少なかったりするなど、看護補助者の確保は困難な状況が続いている。

本会では、看護補助者の育成のため、令和5年度より研修を実施するとともに、一般の方を対象に看護補助業務を周知するためハローワークと協働し研修を実施している。また、10月からはeナースセンターの登録に看護補助者も加わりハローワークとの連携強化がさらに必要となった。

については、看護補助者に対する継続した研修や賃金補助など、人材確保・定着・教育体制に係る支援策を講じられたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 医師からのタスクシフト/シェアの主な受け手となっている看護職につきましては、看護業務に専念するために看護職のタスクシフト/シェアも重要であると考えております。
- チーム医療と看護におけるタスクシフト/シェア推進の観点から、看護管理者研修において、「看護補助者の活用推進」のための研修を行い、業務範囲や教育、就労環境について看護管理者の理解を深めております。引き続き、貴会と連携しながら、看護管理者研修を実施するとともに、看護補助者の活用について全国的な動向を注視してまいります。
- 処遇改善につきましては、令和6年2月から5月まで看護補助者の収入を一定程度引き上げるため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、医療機関に必要な費用を補助する「看護補助者処遇改善事業」を実施しました。事業終了後の6月以降は、令和6年度診療報酬改定により、看護補助者含む医療従事者への賃上げに向けてベースアップ評価料が新設され、算定可能となっております。

2 持続可能な医療提供体制の構築

3) 特定行為研修を修了した看護師の活躍促進（他施設へ派遣等）

多くの特定行為研修修了者が院内での活動にとどまっている中、病院によっては特定行為研修修了者を地域で活動させている。（特定行為研修修了者は大学病院や総合病院等大規模病院に多く、研修医との兼ね合いもあり、院内でも活動できない状況にあると推測される。）診療報酬がないものについては、インセンティブがない中で活動しなければならず、本人の意欲と病院の理解に頼っている現状がある。特定行為研修修了者を増やすことも大事だが、診療報酬についても特定行為の加算につなげるよう国に働きかけていただきたい。

また、地域で活動していることを、情報として知り得なければ、地域で在宅医療・介護に関わる方に対してリソースとなれず、引いては患者・家族の有益になれないと考えられる。特定行為研修修了者がリソースナースとして活動できる県内応援体制の仕組みづくりに注力して頂きたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 特定行為研修修了者数は、令和5年度末時点で300名（医療人材課調べ）となっており、研修修了者が所属する施設においても、看護師総数に対する修了者数の割合は1割に達しておらず、活用も一部の医療機関にとどまっております。
- このような状況の中、県といたしましては、制度や研修修了者の組織的な支援、活用事例等の周知のための説明会の開催や、受講を促進させるための研修受講料等の補助などにより、研修修了者数を増加させること、研修修了者の活用を促進すること、さらには研修修了者の処遇改善を促進することに注力しているところです。
- 特定行為研修修了者の処遇改善については、診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施するよう、引き続き国に対して要望してまいります。
- なお、在宅医療にかかわる方の特定行為研修修了者も増えてきております。地域住民に向けての周知も含め、特定行為研修修了者の活動の周知方法について検討してまいります。

【参考】

看護師特定行為研修推進事業（R7 当初予算（案）：36,062 千円）

（１）制度や研修修了者の活用事例等の周知のための説明会の開催

（２）受講を促進させるための研修受講料等の補助

基準額 (対象経費)	・ 病院等、訪問看護ステーション：400千円／人 (研修受講料、旅費 等) ・ 代替職員の人件費（訪問看護ステーション）：1,000千円/施設
交付実績（R5）	・ 病院等：19施設47名 ・ 訪問看護ステーション：3施設3名

2 持続可能な医療提供体制の構築

4) 看護業務ならびに看護管理に寄与する DX 推進支援

働き方改革により看護師へのタスクシフト／シェアが促進されている。看護師はさらに複雑化・高度化した医療現場において、医療安全を踏まえた看護業務の確実な履行が求められると同時に負担も増大しており、看護業務・管理の DX 化は急務である。

また、DX 化は結果として看護師が看護に専念しタスクシフト／シェアを推進させ、看護職員の人材確保・定着・教育にも繋がるものとする。

しかしながら、DX 化の有効性を理解しつつも価格帯が高額であるなど導入が進まない現状にあり、システムの導入・構築の支援、補助制度の創設など DX 強化対策を講じられたい。

具体的な DX 支援内容として、看護師の時間外勤務理由となっている「看護記録」と、看護管理者の負担となっている「勤務表作成」は、看護業務の効率化に向けて取り組むにあたり、優先度が高い項目であるとする。「勤務表作成」については、AI 搭載した自動作成ツールが誕生しており、職員のワークライフバランスを考慮した複雑な勤務希望と業務調整を考えると、単にデジタル化するに留まらず、AI 搭載型の自動作成ツールの導入について、財政的措置等、積極的に支援していただきたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 看護の現場における DX 推進については、看護業務の効率化や生産性の向上により、看護職員の定着や看護サービスのより一層の向上が期待されるものと考えます。
- 国においては、令和 6 年度補正予算において、設備導入や生産性向上の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料算定機関）への支援策などが盛り込まれました。
- また、常勤の従業員 300 人以下の医療法人を対象に、「IT 導入補助金 2025」を中小企業庁等が事業として行っており、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する制度などもございます。
- 県としましては、国の動向を注視しながら、貴会をはじめとした関係団体の意見を踏まえ、現状や必要性を勘案の上、対応を検討してまいります。

3 看護職の確保・定着促進及び質の向上

1) 看護職の人材確保の強化について

近年看護師の離職率の増加と共に、次の就職場所を探すにあたって、公的な機関でない登録の仕組みが簡単な派遣会社を安易に利用する現状があり、茨城県は新卒離職より既卒離職率が高く、ますます派遣会社を利用する看護師が増えるおそれがある。

また、雇用側は必要人員を確保するためには仕方がなく派遣会社を利用せざるを得ないが、人件費の一部を医業収益から充てるため経営上の負担も少なくない。

更に、実際に派遣会社から紹介される看護師は、定着率が低く、知識技術面でも不足しているケースや業務制限があるなど問題点が多い。

求職看護師には、雇用の希望等を把握して、希望に合わせてマッチングができるナースバンクへの登録を促進する必要がある。

については、県（医療人材課）としても本会と連携しながらナースセンター（無料職業紹介所）への登録促進策を講じられたい。

また、茨城県の 65 歳以上の人口の率は 31.0%で全国平均 29.2%と比較して高く、地域住民（企業に勤務する社員等）の健康管理や予防活動を行う保健師の需要が増加しているが、供給が追いついていない状況である。このような状況をふまえ、保健師確保強化として、本会では、令和 5 年度に日本看護協会と共催（単年度事業）で保健師の資格の取り方や県職員、市町村職員、企業での保健師の働き方の違いなどをレクチャーする「保健師魅力発信イベント」をつくば地区で行い、参加した高校生等若い世代には好評であった。ブース出展した市町村保健師からも「次年度も続けてほしい」との声があった。

保健師確保には、地域社会での保健師の役割を再評価し、重要性を広く認識させることも重要であり、さらには、自身が生まれ育った市町村で保健師として働く動機付けを高めるためにも県内市町村や企業等を集めた「保健師魅力発信イベント」を全県的に行うことが有効であると考えます。

については、「保健師魅力発信イベント」を全県的に行うための開催費の支援等を願いたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 本県の看護職員数は、人口 10 万人当たりで全国的にも少ない状況となっております。また、看護職員の離職率が毎年 10%程度あるため、看護職員の養成・確保や、医療機関に就業する看護職員の離職を防止する定着促進等に力を入れて取り組んでいるところです。
- 特に貴会に委託しているナースバンク事業において、県内 5 か所のナースセンターで看護職員の無料職業紹介を実施し、再就業支援等を図っております。今後ともナースセンターと連携して、看護職員の定着促進を支援してまいります。
- また、看護職確保のため、高校生を対象とした 1 日看護体験や高等学校進路指導担当説明会など、看護の魅力発信や PR 活動に取り組んでおります。引き続き貴会と協力して、保健師をはじめ看護職を目指す若者等が看護への関心を高める機会を発信してまいります。

3 看護職の確保・定着促進及び質の向上

2) 看護師等養成所機関への支援の充実

本会では、茨城県看護教員連絡会の協力のもと、県内看護学校等教員に対し、令和5年度に「看護教員に関する実態調査」を行った。調査結果をみると、89.74%の方が「教員不足」を感じており、「業務過多による時間外の多さ」「職員の定着が悪く一部の教員（中堅以上）に負担がかかりやすい」「急病時の代替教員がいない」「学生への対応が目いっぱいのため、自身のスキルアップまで考えられない」など、教員不足の弊害が教育現場に表れている。

また、入学してくる看護学生の基礎学力不足を感じている教員が73.08%おり、看護学生の基礎学力不足に加え、求められるカリキュラムも多く、さらには発達障害・学習障害などがある看護学生もおり、学校の教育計画に追いついて来られないケースもある。このようなケースに対応している看護教員は「自身の指導力不足（39.74%）」と、ネガティブな感情を抱いてしまい、看護教員のメンタルヘルスの問題も懸念される。

このような現状を踏まえ、看護教員の処遇はもとより、臨床経験豊富な看護職が専任教員への道を選択できるよう、看護教員の魅力発信の強化を図り、ありがたい姿を描けるような看護教育システムの構築に必要な措置を講じられたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 看護師等学校養成所における専任教員（看護教員）の配置数につきましては、定められた人数を満たしていない場合や専任教員養成講習会未受講者等がいる場合は、専任教員の確保や講習会等の受講を指導しております。
- また、専任教員養成講習会につきましては、本県では、平成24年度から毎年度開催しており、専任教員の安定的な養成に取り組んでいるところです。開催にあたっては、県内の看護師養成所や医療機関へのリーフレット配布やオープンキャンパスの開催など、看護職への周知活動を実施しております。
- さらに、民間の看護師養成所への運営費補助において、専任教員養成講習会を受講した場合に受講料及び代替職員雇用経費等を加算することで、講習会受講を促進し専任教員の確保を図っております。令和6年度からは受講料及び代替職員雇用経費等の加算を増額し、看護師養成所の負担軽減を図り講習会受講の促進を支援しております。
- 加えて、質の高い看護教員を安定的に確保するためには、看護師養成所と病院とが相互に連携しながら、看護師のキャリア形成を図ることが重要です。

県立看護専門学校においては、看護教員キャリアラダーを策定しており、病院から看護専門学校に派遣された看護教員が、看護師として切れ目のないキャリアを形成できるよう取り組んでおります。

一方で、このようなキャリアラダーについては看護団体ごとに策定されており、互換性がないため、互換性があるものとなるよう調整することを国に要望しております。

- 引き続き、専任教員の確保に向け、専任教員養成講習会を開催するとともに、キャリアラダーの調整を国に要望してまいります。

3 看護職の確保・定着促進及び質の向上

3) 助産師のスキルアップへの支援の拡充

アドバンス助産師は、助産師の中でも特に高度な専門知識と技術を持ち、より広範な医療行為を行うことができる資格を持つ専門職である。アドバンス助産師は、妊娠・出産・産後ケアに関する幅広い知識を持ち、特にリスクの高い妊娠や出産において重要な役割を果たすことが期待されており、地域の医療体制においても重要な存在である。

晩婚化の進行に伴い、高齢出産の割合は年々増加し、医学的に様々なリスクが伴うことが想定され、出産後のこころの健康を保つためにも助産師の質の向上は必須である。ついては、アドバンス助産師の取得にかかる費用の補助、スキルアップへの支援の拡充策を講じられたい。

【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 県では、助産師の実践能力の強化等を目的とした助産師出向支援事業を実施し、助産師のスキルアップへの支援をしています。さらには本事業を活用することで、アドバンス助産師の認証取得要件を満たすための一助となっております。引き続き、本事業が活用されるよう取り組んでまいります。
- また、アドバンス助産師の増員により、医師から助産師へのタスクシフティングを推進するとともに、臨地実習における質の高い助産師教育を目指すため、アドバンス助産師Ⅲ認定申請・更新に係る研修を実施しているところです。今後も引き続き、質の高い助産師の確保・育成に努めてまいります。

3 看護職の確保・定着促進及び質の向上

4) 医療・福祉・介護におけるハラスメント対応強化

患者からのハラスメント問題は、医療現場において深刻な課題となっている。この問題は、医療従事者の精神的健康や職場環境に悪影響を及ぼすだけでなく、患者自身の治療やケアにも影響を与える可能性がある。

各施設ではさまざまなハラスメント対策がとられているものの、その現状に大きな変化はない。

航空会社共同のハラスメント対策に向けた報道のように、医療・福祉・介護にかかわるハラスメントの現状を強いメッセージとして伝わるよう、県としても積極的な周知を行い、県民に理解を求めるとともに、ハラスメントについて、より一層の対応強化を推進されたい。

【保健医療部医療局医療人材課】【福祉部長寿福祉課】

【回答要旨】

- 県では、貴会に委託している「ヘルシーワークプレイス推進事業」の一環として、看護管理者、事務・人事管理者等を対象にした管理者研修において職場のハラスメント対策の研修を実施しております。また、定着促進コーディネーターによる施設訪問等でも、職場のハラスメント相談に対応しているところであり、看護職が安全で安心して働き続けられる職場づくりに取り組んでおります。
- また、国では「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部を改正し（令和5年6月1日より適用）、「学生の生活やハラスメント等に対する相談、カウンセリング等を行う者が定められ、当該者が必要な支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。加えて、看護師等養成所内のハラスメント防止に必要な体制を整備することが望ましいこと。」とされたことから、県内各看護師等養成所への周知、看護師等養成所に対する運営指導調査等での指導等を実施しているところです。また、県主催の「看護教員継続研修」において、養成所の看護教員に対し弁護士によるハラスメント研修を実施しているところです。
- なお、県では、在宅介護、看護等の現場における従事者に対するハラスメント対策を講じるため、令和6年7月にいばらき在宅ケアハラスメント相談窓口を開設しました。
- 今後も引き続き、ハラスメント対策の相談、研修を実施していくことで、よりよい職場環境の構築、ひいては看護職員の確保と定着促進につながるよう努めてまいります。
- 厚生労働省では、介護等における「労働環境の整備」を図るため、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけております。
- 特に、近年問題視されている「在宅」という密室での環境における介護・看護等に従事する職員が受けるハラスメント行為について、労働環境の確保及び介護等人材の離職防止の観点から、本県においては、令和6年度より在宅ケアハラスメント対策推進事業を実施しており、相談窓口の設置、必要に応じた専門家の派遣などに取り組んでおります。また、ガイドラインの策定により対応策の周知徹底を図るほか、広報活動により県民向けの周知を実施しております。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

1) 訪問看護総合支援強化及び制度化

第8次茨城県保健医療計画では、従来の二次保健医療圏に加え、県内を3圏域に区分した「医療提供圏域」を設定するなど、「新しい安心安全」へのチャレンジにつながる、本県の実情に即した、良質な医療を切れ目なく効率的に提供する体制を構築するとしている。

2040年には、医療と介護のニーズを併せ持つ85歳以上の高齢者の急増、小児等を含む在宅療養者の増加が見込まれており、住み慣れた地域の住民の身近な所にある訪問看護はこれら在宅療養者のいのちと健康を守る拠点として欠かせないサービスとなる。

一方、県内の訪問看護事業所は小規模なものが多く、訪問看護師の人材確保のほか、事業所の開設準備・経営改善など、事業所の自助努力だけでは対応が困難な課題がある。

在宅療養者の需要増大に対応するためには、茨城県ナースセンターとの連携を進めるとともに、訪問看護事業所の増設・大規模化や訪問看護師の人材確保・養成を推進していく必要がある。

このような課題の解決に向け一元的・総合的に取り組み、4つの局面（退院支援、日常の療養生活の支援、急変時対応、在宅での看取り）に対応した切れ目のない体制づくりを支援する拠点として「訪問看護総合支援センター」が全国30か所（府県）に設置・運営されている。

については、本県においても「訪問看護総合支援センター」を開設するための財政的措置を講じられたい。

【保健医療部医療局医療人材課】【保健医療部健康推進課】

【回答要旨】

- 「訪問看護総合支援センター」につきましては、令和元年度から令和4年度に日本看護協会によって試行的に実施され、令和5年9月時点で全国30か所（府県）に設置・運営されていると承知しております。
- 当該センターに関連する本県の取組としまして、訪問看護事業所の新規開設や体制拡充を支援するため、訪問看護で使用する医療機器等購入の補助（地域ケア基盤整備推進事業）を行っております。また、訪問看護師の人材確保や質の向上を図るため、新人から管理者まで段階に応じて必要となる知識・技能を習得する研修や、難病等に関する専門知識・技術を習得する研修を実施しているところです。
- 訪問看護の諸課題を一体的・総合的に解決するために当該センターが取り組むべき事業は多岐にわたりますが、すでに一部関連する取組を行っていることから、他県での実践例も参考にしながら貴会と引き続き協議してまいります。

【参考】**○地域ケア基盤整備推進事業（R7当初予算（案）：10,000千円）**

事業実施主体	訪問看護事業所
事業内容	地域包括ケア推進のための基盤整備事業 ●実施主体：訪問看護事業所 ・訪問看護事業所が在宅診療等で使用する医療機器への補助 ・患者情報を共有する際に活用する電子機器端末（タブレット等） ・生体モニタリングシステム ・人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等
補助基準額	1,000千円（必要経費の見積額）
補助率	1/2（事業所負担1/2）

○訪問看護支援事業（R7当初予算（案）：15,155千円）

研修等を実施することにより、訪問看護師の質的向上を図り、これをもって、県民の在宅療養生活の向上に資する。

委託先	茨城県看護協会
事業内容	○研修 ・訪問看護入門プログラム ・訪問看護師養成講習会 ・訪問看護師教育担当者研修 ・訪問看護ステーション管理者研修 ・訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修 ・訪問看護専門分野研修 （小児、重症心身障害児、難病、終末期、精神） ・訪問看護連携研修 ○訪問看護普及啓発事業

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

2) 県民の健康づくりと生活習慣病の発症予防への取り組み

本県では、がん、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が高くなっていることから、健康寿命の更なる延伸を図るため、県民一人ひとりが生活習慣病の予防に自ら積極的に取り組み、社会全体が一体となって県民の健康づくりの主体的な取り組みを後押ししていくことが重要である。

このため、本会では、県民誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して、その人らしく暮らすことができることを目的に「まちの保健室」を本会館内及び県内9地区において運営している。

この「まちの保健室」では、様々な健康に関する不安や悩みの相談に気軽に応じ、健康教育、薬剤師、栄養士会等と連携・協働したバーチャルウォーキングなどの活動を通じて県民の健康を支えているが、さらに活発な活動を展開していく必要がある。

ついては、更に一層、多職種と連携し県民の健康づくりに取り組んでいくため、「まちの保健室」の設置・運営への財政的措置を講じられたい。

【保健医療部健康推進課】

【回答要旨】

- 健康づくりの取組は、県民一人一人の主体的な取組が基本となりますが、個々の取組を行政だけでなく、地域や学校、健康づくりに関係する団体や各関連機関等が連携を図りながら、地域資源を活用しつつ、それぞれの役割に基づいた事業を通じて支援していくことが重要であると考えております。
- 県としては、9月の循環器疾患予防月間に合わせ「健康づくりキャンペーン」を実施し、保健医療関係団体等の協力のもと、健康相談等のイベントを実施しております。
- 引き続き、県民の生活習慣改善に向け、月間等に合わせたイベント等を開催するなど、貴会をはじめとする関係する団体や関係機関等と連携を図りながら、健康づくり県民運動を推進してまいります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

3) 産後ケア拡充に向けて、施設的环境整備や人員配置への補助

産後ケア（宿泊型・レスパイト型）などを実施できている病院があるが全病院で実施されていない。市町村から受け入れの依頼が多くあるが、個室の確保や人員の確保などの問題から全ての依頼には対応出来ない状況にあることから、施設的环境整備や人員配置への支援策を講じられたい。

【福祉部子ども政策局少子化対策課】

【回答要旨】

- 産後ケア事業については、施設の確保を含め、市町村ごとに様々な課題を有していることから、有識者や市町村の担当者などで構成するワーキンググループを立ち上げ、課題把握や対応策の検討を開始しております。
- 特に、施設の確保については、令和5年度、県において、直接、産婦人科を有する病院や助産所などへ事業受託の可否について調査を行い、新たに受託が可能と把握できた施設については、市町村へ周知を行ったところであり、その結果、令和6年4月に実施した市町村の実施状況調査では、市町村における契約施設数が増加しております。
- 国においては、兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算や、宿泊型で夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算を新たに創設しているほか、産後ケア事業を行う施設に対する改修費等の補助制度を設けていることから、市町村においても加算の活用を行いながら、利用希望者の受入拡大を図っていただくよう働きかけてまいります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

4) 妊産褥婦に対するメンタルケアの充実強化・産科医療・産後ケア充実に 向けた支援

精神疾患と診断はされていないが、出産や育児に何らかの問題が発生する可能性がある場合や、実際に自傷行為などで病院を受診された褥婦への緊急の対応を精神科の専門病院に依頼をしても、受診できないケースがあることから、妊産褥婦に対するメンタルケアの充実策を講じられたい。

【福祉部子ども政策局少子化対策課】

【回答要旨】

- 妊産婦本人へのメンタルケアとしては、妊娠から出産、子育てに関する相談窓口として、「いばらき妊娠・子育てほっとライン」を開設しているほか、産後の方を対象として、自身の心身や育児の悩みについて助産師が訪問支援を行う「助産師なんでも出張相談」を実施することで、妊娠や出産による落ち込みや情緒不安定などがある方への支援を行っております。
- また、妊産婦のケアに従事する行政及び医療関係者の対応力向上を目的に、要支援妊産婦支援体制整備事業において、妊産婦のメンタルヘルスに関する研修会を実施しております。
- このほか、市町村において、県の広域的な連携支援のもと、産後ケア事業が実施されております。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

5) 保育所の待機児童解消及び病児保育の充実

夜勤ができる看護師が減少していく中、短時間勤務であっても月に1、2回の夜勤が行える看護師の子弟については、「保育の必要な児童」として確実に新年度の保育所入所が可能となるよう、市町村等に働きかけられたい。

また、病児保育の施設が少ないため、母親である看護師たちが急な休暇を取ることで、他のスタッフの業務負荷となる場合が多い。父親側にも企業組織風土による休みが取れない問題もまだ根深く残っている。

子供の養育が社会全体で行えるように病児保育も含め利用しやすい保育場所の確保のための対策を講じられたい。

【福祉部子ども政策局子ども未来課】【保健医療部医療局医療人材課】

【回答要旨】

- 保育時間など「保育の必要性」の認定は、国の通知などを基準に各市町村の権限で行っていることから、貴団体からの要望については市町村と情報共有を図ってまいります。
なお、県としては、地域の実情に応じた保育所や小規模保育等の整備を進めるとともに、保育人材を確保することで、保育の必要な児童の受入環境づくりを進めているところです。
- 病児・病後児保育の拡大のため、国の病児保育施設整備費を活用し病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備の整備に対する補助を行うとともに、子ども・子育て支援交付金において病児保育事業の運営費の補助を行っております。引き続き、各種助成事業を活用した支援と実施施設の周知を行うことで、子を持つ看護師が安心して就業できる取組を進めてまいります。
- 県では、病院内保育所の開設にあたって必要な新築・増改築等に要する工事費に対し、保育施設の構造等に応じた補助を行っております。
- 病院内保育施設を設置する病院に対しては、保育施設の規模に応じて、保育士等の人件費の一部等を助成するとともに、病児保育や夜間保育等を実施している保育施設に対する給付費の加算を行っております。なお、補助対象となるすべての医療機関に補助制度について周知し、制度の利用促進を図っているところです。
- 引き続き、育児中も安心して就業できる環境の整備を支援してまいります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

6) 看取りや吸引に対応できる老健施設の拡充

急性期治療を脱し、療養先を自宅以外で探すケースは多い。

- ・ 点滴や酸素投与は必要ないが、吸引のみ必要な方
- ・ DNAR 取得済みで医療行為を望まない、近い間に看取りが予測される高齢者の方

これらの方の退院先については、地域偏差もあるが、常陸太田・ひたちなか地区においては介護医療院や看多機などは少なく、また料金が高く家族や本人の都合で入所が困難であったりするため難渋している。

については、急性期患者を急性期病院で受け入れるためにも後方施設を充足させるための施策を講じられたい。

【福祉部長寿福祉課】

【回答要旨】

- 介護老人保健施設や介護医療院等の整備につきましては、市町村の介護保険事業計画に基づき、計画的な整備が図られてきており、常陸太田・ひたちなか圏域におきましては、本年 11 月現在で、介護老人保健施設が 1,239 床、介護医療院が 153 床開設されています。
- 特に、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設である介護医療院は、令和 6 年度当初の 67 床から 86 床増加したところです。
- 引き続き、計画的な整備が進むよう、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

7) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進のための県・市町村の相談体制整備について

今年4月1日施行の改正精神保健福祉法では、「都道府県、市町村の相談支援の対象についてそれまでの精神障害者に加え、保健、医療、福祉など日常生活に係る『精神保健にも関する課題を抱える者』も対象とすることとされた。また、市町村が行う精神保健の相談支援に関し、都道府県は必要な援助を行うよう努めるとする規定も明記された。

ついては、法改正の趣旨を踏まえ、県及び市町村における精神保健に係る相談支援体制整備に向けた取り組みを推進されたい。

【福祉部障害福祉課】

【回答要旨】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築については、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等が顔の見える連携を推進し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多種職・多機関が有機的に連携する体制を構築する必要があります。
- そのため、県、保健所圏域及び市町村それぞれに協議の場の設置を進めておりますが、さらに、それぞれの協議の場が連動し、課題を解決する仕組みを検討してまいります。
- また、県及び市町村における精神保健に関する相談支援体制について、市町村では、福祉・母子保健・介護等を担当しているため、住民に身近な市町村だからこそできる複合的なニーズへの個別支援に取り組みやすい状況があります。また、県では、精神科救急を対応しているため、医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応に取り組むことが多い特性があります。それぞれの特性を活かし協働することで、より充実した相談支援体制整備を推進してまいります。
- さらに精神保健福祉センターや保健所では、市町村への支援として研修会を開催しています。相談支援に対応するためには、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備える必要があるため、事例検討や研修会を開催し、地域における人材育成を継続してまいります。